

第1回三木市小中一貫教育推進協議会 次第

日時 令和4年6月1日(水)
午後7時から

場所 三木市役所5階大会議室

1 開会

2 組織づくり

(1) 委員の委嘱、自己紹介

(2) 委員長、副委員長の選出

3 説明事項

(1) 協議会の目的と委員の役割

(2) 小中一貫教育 説明

A 「小中一貫教育とは」

B 「三木市の小中一貫教育」

C 「施設一体型の学校施設」

4 まとめ

5 閉会

三木市小中一貫教育推進協議会 委員名簿

三木市教育委員会

No.	所 属 (推薦団体)	氏 名	備 考
1	神戸大学大学院 教授	山下 晃一	学識経験者
2	兵庫教育大学大学院 准教授	安藤 福光	学識経験者
3	三木市区長協議会連合会	又吉 健二	地域代表
4	三木市区長協議会連合会	密 祐浩	地域代表
5	三木市区長協議会連合会	井上 澄子	地域代表
6	三木市連合PTA	西岡 寿徳	保護者代表
7	三木市連合PTA	吉川 敬二	保護者代表
8	三木市連合PTA	阿南 愛	保護者代表
9	三木市立三木小学校 校長	小紫 達矢	学校代表
10	三木市立吉川小学校 校長	長谷川 珠里	学校代表
11	三木市立吉川中学校 校長	藤井 克成	学校代表
12	三木市立別所中学校 校長	坂田 直裕	学校代表

(事務局)

※	三木市教育委員会 教育総務部長	本岡 忠明	
※	三木市教育委員会 教育振興部長	横田 浩一	
※	三木市教育委員会 教育施設課長	荒田 知宏	
※	三木市教育委員会 学校再編室長	鍋島 健一	
※	三木市教育委員会 学校再編室副室長	武内 克朗	
※	三木市教育委員会 学校再編室主査	河賀 健太郎	

三木市小中一貫教育推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 三木市がめざす子どもを育成するために、学校、保護者及び地域の意見を踏まえながら、小中一貫教育の教育内容や教育環境について課題を整理し、取り組むべき具体的な方向性について検討するため、三木市小中一貫教育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 小中一貫教育でめざす学校像に関すること。
- (2) 施設一体型小中一貫校の設置に関すること。

(組織等)

第3条 協議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域代表
- (3) 保護者代表
- (4) 学校の代表
- (5) その他教育長が必要と認める者

3 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

4 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長を務める。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会教育振興部学校再編室において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に招集される協議会は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。